

訂正の要旨 (H21 年 12 月)

第 5 条第 3 項

第 10 条に、第 4～9 条までの「不服申立人」に関する規定は「参加人」に準用する旨の規定があるので、「参加人」を削除し、用語を整理した。

第 7 条第 1 項

次の理由から、改正案のとおり用語を整理した。

- ・ 現行の「不服申立人、参加人又は第三者（以下「参加人等」という。）」という定義の仕方だと、法制執務用語上、申立人と参加人と第三者の 3 つを併せて「参加人等」とであると読み取れてしまうため。
- ・ 「第三者」という用語は、条例第 13 条第 1 項にて「公開請求に係る公文書に記載されている請求者以外の者」と定義されており、本項で「その他の人」という意味で使うと分かりづらいため。

第 7 条第 5 項

法制執務用語上、「、」ではなく「又は」でつなぐこととした。

第 8 条第 2 項

次の理由から、改正案のとおり用語を整理した。

- ・ 議長の職権での質疑に対する議事整理権を加えた。
- ・ 第 8 条は、不服申立人に対する質疑に関しての規定（第 1 項）になるため、中段の「質疑を受けた不服申立人、参加人等」の「、参加人等」を削った。（参加人については、第 10 条による読み替えでカバーできる。）

第 9 条

第 10 条に、第 4～9 条までの「不服申立人」に関する規定は「参加人」に準用する旨の規定があるので、「、参加人」を削除した。

第 10 条

読み替え規定を分かりやすく整理した。